

(仮称)世田谷区公文書管理条例の骨子案について

(付議の要旨)

公文書を区民の知的資源として適正に管理していくため、情報公開・個人情報保護審議会小委員会からの「(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について(骨子まとめ)」を踏まえ、「(仮称)世田谷区公文書管理条例」について骨子案を取りまとめたので、報告する。

1 主旨

「公文書等の管理に関する法律」(以下「法」という。)は、行政文書の管理に関する規定の部分と歴史的文書の保存及び利用等に関する部分の二つの部分から構成されている。地方公共団体は法の趣旨にのっとり、公文書を区民の知的資源として適正に管理していくことが求められている。

また、昨今の国の公文書の取扱いに関して、国民から行政に対する不信を招くことになり、行政における公文書の管理がより注目されている。

区ではこれまで、文書管理規程や文書取扱規程に基づき、文書の保管、保存、廃棄等に関する事務を適正に取り扱ってきたが、新実施計画(後期)において、区民の区政や地域への理解と参加を促すため、公文書の管理を情報公開の基盤と位置づけ、「(仮称)公文書管理条例」(以下「条例」という。)の制定に取り組むこととしている。

そのため、区民の参画及び意見聴取の一環として、学識経験者及び区民委員から構成される世田谷区情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に条例の制定に向けての考え方について、平成30年12月19日に諮問した(参考資料1参照)。審議会では小委員会を設け、その中で集中的に意見を聴いてまとめることとなった。

この度、小委員会からの「(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について(骨子まとめ)」を踏まえ、条例の骨子案を取りまとめたので報告する。

なお、条例化にあたっては、法で示された二つの部分のうち、文書管理に関する課題検討を優先し、歴史的文書の保存及び利用等に関する部分は、検討がまとまり次第条例を改正し、規定を追加することとする(新実施計画(後期)推進状況に反映済み)。

2 経緯

平成30年12月	審議会諮問
平成31年 2月~4月	審議会小委員会(骨子まとめに向けた検討。全4回)
平成31年 4月	審議会小委員会(骨子まとめ確定)

3 条例骨子案

(1) 条例骨子案

別紙1「(仮称)世田谷区公文書管理条例の骨子案」及び別紙2「(仮称)世田谷区公文書管理条例の骨子案策定にあたって」のとおり

(2) 審議会小委員会における考え方

別紙3「(仮称)世田谷区公文書管理条例の制定に向けての考え方について(骨子まとめ)」のとおり

4 その他

(1) 条例制定に向け広く区民からの意見を求めるため、「条例骨子案」について、区民意見募集、区政モニターアンケート及びシンポジウムを実施する。

(2) 公文書の取扱いに対する職員の意識のより一層の向上を図るとともに、実行性のある条例等とするため、各作成段階において庁内より意見募集していく。

5 今後のスケジュール(予定)

令和元年	5月	企画総務常任委員会(骨子案、区民意見募集実施の報告)
	6月	区民意見募集、区政モニターアンケートの実施(骨子案)
	6月21日	シンポジウム
	7月	審議会答申
	8月8・9日	政策会議(条例素案)
	9月	企画総務常任委員会(条例素案の報告)
	10月	教育委員会(条例案の意見聴取)
	11月5日	政策会議(条例案)
	11月	企画総務常任委員会(条例案の報告)
	11月	第4回区議会定例会(条例案の提案)
	12月以降	施行準備(規則等の整備、説明会等の庁内周知)
令和2年	4月1日	条例施行
	4月以降	歴史的文書の保存及び利用等に関する検討
令和3年度中		条例改正(歴史的文書の保存及び利用等に関する規定の追加)